

マッチングアプリ等を利用した悪質な勧誘行為の取締りについて（通達）

令和7年5月20日

警察庁丁保発第90号

警察庁生活安全局保安課長から

警視庁生活安全部長及び各道府県警察本部長宛て

（参考送付先）警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長

（概要）

悪質ホストクラブの営業手法として、知り合った女性をホストクラブの客となるように勧誘する目的でホストがマッチングアプリ等を利用し、当初はその目的を秘して女性に近づき、交際関係が構築された段階で自らの身分を明かして来店を求め、女性に多額の債務を負担させるという手口が見受けられる。

こうした勧誘行為は、客となる意思のない一般人を違法・悪質な風俗営業の営業所に引きずり込むものであり、客に不当な不利益をもたらす重大なトラブルにつながり、善良の風俗や清浄な風俗環境を害し得るものであるところ、悪質な勧誘行為に対しては厳正に対処するよう示達したものである。